

令和7年度 業務委託に係る入札・契約制度の改正について（4月実施）

業務委託に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 土木関係コンサルタント業務等における最低制限価格の算定式について

□価格の算定方法

令和2年4月1日より、土木関係コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、建築関係コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務の入札案件のうち、一定の条件を満たすものについては、次の算定式に基づき最低制限価格（税抜き）を算定することとしています。令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う業務委託の該当案件の入札については、次の算定式によることとします。

1. 土木関係コンサルタント業務

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×~~0.48~~ 0.5

2. 測量業務

直接測量費×1.0+測量調査費×1.0+諸経費×~~0.48~~ 0.5

3. 地質調査業務

直接人件費×1.0+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×~~0.48~~ 0.5

4. 建築関係コンサルタント業務

直接人件費×1.0+特別経費×1.0+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6

5. 補償関係コンサルタント業務

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×~~0.45~~ 0.5

※ 算出された額から100円未満を切捨てとします。1～5のうち複数の業務で構成される案件の場合、全てを合算した後で切捨てを行います。

※ 予定価格（税抜き）×0.9（100円未満切捨て）を上限とし、予定価格（税抜き）×0.7（100円未満切上げ）を下限とします。

※ この算定式を採用した場合は、入札通知書又は競争参加資格確認通知書の最低制限価格欄に「有（算定式）」と記載します。